

【事案Ⅳ－４】車両共済金請求

・ 平成 28 年 10 月 4 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、ガードレール衝突後、被申立人の事故受付センターの助言を受けて被共済自動車を目走した結果、エンジンが停止して走行不能になったのだから、エンジン交換費用を含む修理費用について車両共済金の支払いを求めたのに対し、被申立人は、エンジン交換費用については、事故を直接の原因として生じた損害ではないとして、同費用相当額の車両共済金の支払義務はないとして支払を拒否したため、これを不服として申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、車両共済金を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) ガードレール衝突により、エンジンの損傷またはその可能性があった。また、仮にエンジンの精密な検査を行い、修理を行ったとしても、エンジントラブルを誘発する可能性が高く、安心して走行することができないことから、エンジンを交換する必要があった。
- (2) 被申立人の「事故受付センター」では、事故受付やアドバイスを行うほか、各種安心サービスを行うこと、また「サポートセンター」では、テクニカルアドバイス（自動車の整備・点検、操作方法、異常時に対する電話アドバイス）等を行うことになっているのであるから、申立人が事故受付センターに本件事故の発生を報告した際、またはサポートセンターと相談をした際、事故車両による走行を継続することの危険性を指摘し、走行の中止を助言すべきであった。なお、上記の助言は、申立人が車両の知識に乏しいことを前提に行うべきであったが、安易に申立人の自己判断に委ねてしまった。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

- (1) エンジンの精密な検査は行われていないため、確認することができない。ただし、被申立人らの担当者が本件事故車両の修理依頼先に確認したところ、エンジンは始動したということであった。
- (2) 事故受付センターにおいては、破損の状態が確認できなかったため、その後の走行については申立人の判断に委ねたが、その後電話が転送されたサポートセンターでは、申立人に本件車両の状態を確認したところ、何か液体が漏れているという報告を受け、ラジエータ液（冷却水）漏れの可能性を指摘し、水温計の上昇は確認で

きなかったが、そのまま走行を続ければエンジンに異常を来す可能性を指摘した。申立人も、そのまま走り続けるとエンジンが故障することもあり得ることを認識できた。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) ガードレールへの衝突後約 23 キロメートルの距離を走行することができたこと、修理工場へ運ばれた後エンジンが始動したことから、エンジンに物理的な損傷が生じた事実は認められない。
- (2) 申立人とサポートセンターとの会話の中で、申立人が何か液体が漏れていると報告していることから、ラジエータ液（冷却水）が漏れていた可能性が高かったが、実際に修理工場へ運ばれた後に冷却水漏れが確認されている。そうすると、本件車両は、冷却水が漏れたままの状態、23 キロメートル走行を続けたため、エンジンがオーバーヒートし、その結果停止したものと認められる。
- (3) エンジンに何らかの損傷が生じているか否かについては、精密検査が行われておらず、確認されていない。一方、本件車両は、修理工場へ運ばれた後、エンジンは始動したものの、そのエンジンを継続使用するとすれば、何らかのエンジントラブルが生じる不安をぬぐいきれないことから、エンジンを交換する必要性があることも否定できない。
- (4) 偶然な事故とは、ガードレールに衝突した事故をいい、その後、走行を続けた結果生じた事故（オーバーヒートによる本件車両の停止およびこれによる損害の発生）は含まれないと解される。オーバーヒートは、冷却水が漏れたまま長距離を走行した申立人の行為によって生じたのであって、本件事故とは因果関係がない。したがって、本件車両共済金の請求権は発生しないから、申立人の請求を認めることはできない。
- (5) 申立人と事故受付センターおよびサポートセンターとの通話記録によれば、事故受付センターにおいては、破損の状態を詳しく確認できなかったため、その後の走行については申立人の判断に委ねたが、その後電話が転送されたサポートセンターでは、ラジエータ液（冷却水）漏れの可能性を指摘し、そのまま走行を続ければエンジンに異常を来す可能性を指摘したこと、これを受けて申立人も「ああ、このまま走り続けるとエンジンがだめになっちゃう、故障してしまう。」と答え、そのまま走り続けるとエンジンが故障することもあり得ることを認識したことが認められる。そうすると、サポートセンターにおいて、そのまま走行するとエンジンに異常が生ずる可能性を指摘したが、申立人はこれを理解しながら走行を続けたのであ

るから、その結果発生したオーバーヒートによる損害は、申立人の自己責任に帰するを言わざるを得ず、被申立人側にサポート（助言）義務違反を認めることはできない。